

別 添

労 審 発 第 5 4 7 号
平成 2 1 年 4 月 1 5 日

厚生労働大臣
舩 添 要 一 殿

労働政策審議会
会長代理 今野 浩一郎

平成 2 1 年 4 月 1 5 日付け厚生労働省発雇児第 0 4 1 5 0 0 1 号をもって諮問のあった「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙 1 「記」及び別紙 2 「記」のとおり。

(別紙1)

平成21年4月15日

労働政策審議会
会長代理 今野 浩一郎 殿

雇用均等分科会
分科会長 林 紀子

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉
に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案要綱」に
ついて

平成21年4月15日付け厚生労働省発雇児第0415001号をもって労働政策審
議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

本分科会は、厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。

(別紙2)

平成21年4月15日

労働政策審議会

会長代理 今野 浩一郎 殿

労働政策審議会職業安定分科会

分科会長 大橋 勇雄

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案要綱」について

平成21年4月15日付け厚生労働省発雇児第0415001号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

標記については、厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。